

# 家庭裁判所の取り扱う事件と手続

家庭裁判所は家事部と少年部に分かれています。家事部では、家庭や親族の問題に関する家事事件及び人事訴訟事件を取り扱っています。また、東京家庭裁判所及び大阪家庭裁判所の家事部では、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（いわゆるハーグ条約実施法）に基づく子の返還に関する事件も取り扱っています。一方、少年部では、非行少年の問題に関する少年事件を取り扱っています。

## 家 事 事 件

### 家事事件とは

家事事件手続法その他の法律で定める家庭に関する事件を指し、家事審判事件と家事調停事件の2種類に分かれています。

家事審判事件は、更に家事事件手続法別表第一に掲げる事項についての事件（以下「第一事件」といいます。）と同法別表第二に掲げる事項についての事件（以下「第二事件」といいます。）に分かれています。第一事件には、子の氏の変更の許可、相続放棄、名の変更の許可、後見開始、養子縁組の許可などがあります。これらの第一事件は、公益的性格が強いため、家庭裁判所が後見的な立場から関与するものです。また、一般に当事者が対立して争う性質の事件ではなく、当事者間の合意による解決も考えられないことから、専ら審判のみによって取り扱われています。

第二事件には、親権者の指定・変更、遺産分割、養育費の請求等の子の監護に関する処分、婚姻費用の分担などがあります。これらの第二事件は、当事者が対立して争う性質の事件であることから、第一次的には当事者間の話し合いによる自主的な解決が期待され、審判によるほか、調停によっても取り扱われています。

家事調停の対象となる事件は、家庭に関する事件で、第二事件のほか、夫婦間の離婚が代表的な例として挙げられます。離婚など訴訟の対象となるものは、原則として訴訟を提起する前に家事調停を経ることになっています（調停前置主義）。

### 家事手続案内

家庭裁判所では、家庭裁判所の手続を利用しやすくするため、窓口を訪れた人の抱えている問題が家庭裁判所の審判や調停の手続によって扱うのに適しているか、適している場合にはどのような申立てをすればよいのかなどについて、説明・案内を行っています。

### 申立て

家事審判手続及び家事調停手続は、原則として当事者又は利害関係人からの申立てによって始まります。申立てをするには、家庭裁判所に解決してほしい事柄やその他の事情など一定の事項を記載した「申立書」を家庭裁判所の受付に提出します。申立書等は、家庭裁判所の窓口へ備え付けてあるほか、裁判所ウェブサイト（<https://www.courts.go.jp/>）で書式をダウンロードできます。申立書の作成など具体的な手続や方法については窓口で説明します。

申立ての際の費用として、所定の手数料（1件当たり800円又は1,200円）と、当事者・関係人に対する通知や連絡のために使用する郵便切手を納めることが必要です。また、申立てに際しては、戸籍謄本等の必要書類を添付する必要があります。

## 審判・調停の手続

家事審判事件は、家事事件を担当する裁判官が、申立ての際に提出された書類、家庭裁判所調査官の調査結果、自ら行った審問の結果などに基づいて判断します。

その際、国民の中から徳望良識のある者として選ばれた参与員を審判に立ち会わせ、その意見を参考にすることもあります。



家事審判（模擬）

- 1.裁判官
- 2.参与員
- 3.裁判所書記官
- 4.代理人（弁護士）
- 5.当事者

一方、家事調停事件は、裁判官又は家事調停官（弁護士で5年以上その職にあり、最高裁判所から任命された人をいいます。）と国民の中から選ばれた家事調停委員2人以上によって構成される調停委員会が、当事者や関係人から、それぞれの言い分を十分に聴きながら、話し合いを行います。その上で、中立の立場から、双方の利益を公平に考慮し、適切で妥当な解決が得られるようにあっせんをします。

親権や子の監護権をめぐる紛争のある事件などにおいては、多くの場合、家庭裁判所調査官に子の監護状況等についての事実の調査が命じられます。当事者が心理的に動揺し冷静に話し合える状態にないような場合などには、同じく家庭裁判所調査官に心理的調整が命じられることもあります。これらの調査や調整は、行動科学等の知識や技法を活用して行われます。

また、必要があれば、裁判官又は家事調停官は、医師である裁判所技官に当事者の心身の状況についての診断等を命じることがあります。

これらの諸手続の結果、話し合いがまとまれば、調停成立となります。

当事者間に合意が成立する見込みがない場合には調停不成立となり、第二事件であれば、審判手続に移ります。それ以外の調停事件は終了することになります。当事者が訴えを提起することにより、訴訟によって解決が可能な事件もあります（例えば、離婚などについて人事訴訟を提起することができます。）。



家事調査（模擬）

- 1.家庭裁判所調査官
- 2.当事者

#### 家事調停（模擬）

- 1. 裁判官又は  
家事調停官
- 2. 家事調停委員
- 3. 裁判所書記官
- 4. 家庭裁判所調査官
- 5. 当事者



### 審判・調停の結果

審判事件の場合、審判に不服があるときは、事件の種類にもよりますが、2週間以内に不服申立てをすることにより、高等裁判所による審理を求めることもできます。

不服申立てをしないで2週間が過ぎた場合や、高等裁判所で不服申立てが認められなかった場合等には審判は確定します。

調停事件の場合は、全員が合意した場合に成立しますから、不服申立ては予定されていません。

審判が確定し、又は調停が成立すると、その趣旨に応じて、戸籍の届出や金銭の支払を受けることなどができるようになります。審判や調停で定められた金銭の支払等の義務が履行されない場合には、支払等を受ける権利のある人の申出により、家庭裁判所が事情を調べた上で義務の履行を勧告あるいは命令する手続が利用できますし、強制執行の手続も利用できます。金銭の支払についての強制執行に当たっては、権利者が義務者の財産を調査し、何を差し押さえるのかを決める必要がありますが、一定の条件を満たせば、財産開示手続と第三者（金融機関等）からの情報取得手続を利用して義務者の財産状況の調査をすることができます。

### ハーグ条約実施法に基づく子の返還に関する事件

日本がいわゆるハーグ条約に加盟したことに伴い、16歳未満の子が国境を越えて不法に日本へ連れ去られた場合等において、子をその常居所地国に返還することを求める子の返還申立事件が、東京家庭裁判所及び大阪家庭裁判所で取り扱われることになりました。

申立てを受けた家庭裁判所は、当事者から提出された書類、家庭裁判所調査官の調査結果、自ら行った審問の結果などに基づいて、子を常居所地国へ返還するか否かを迅速に判断します。また、当事者間に合意が成立すれば、和解や調停によって解決することもできます。家庭裁判所の判断（終局決定）に不服があるときは、2週間以内に不服申立てをすることにより、高等裁判所による審理を求めることもできます。

子の返還を命じる終局決定が確定し、又は和解や調停が成立した後、子が常居所地国へ返還されない場合には、子の返還を求める当事者からの申出により、家庭裁判所が事情を調べた上で義務の履行の勧告をする手続が利用できますし、強制執行の手続も利用できます。

## 人 事 訴 訟 事 件

### 人事訴訟事件とは

人事訴訟法で定める事件を指し、夫婦の離婚、養親子の離縁、子どもの認知、親子関係の存否の確認など、夫婦、親子等の関係をめぐる訴訟をいいます。

人事訴訟のうち代表的なものは、離婚訴訟です。離婚訴訟においては、申立てがあれば、財産分与や子どもの養育費など家事事件の対象となる事柄についても、同時に審理されます。また、離婚に伴う慰謝料を求める訴えがあれば、併せて審理されます。

### 人事訴訟と家事調停

家事調停は、調停委員会のあっせんにより、当事者の自主的な合意によって争いを解決する手続ですが、人事訴訟は、当事者双方が言い分を述べて、言い分を裏付ける証拠を出し合った上で、裁判官の判決等による解決を図る手続です。家事調停は非公開ですが、人事訴訟は特別な事情がある場合を除いて公開の法廷で行われます。

なお、家事事件の項で述べたとおり、原則として、人事訴訟を提起する前に、家事調停を経ることになっています。

### 訴えの提起から審理まで

訴訟は、訴えの提起から始まります。訴訟では、訴えを起こす人を原告、訴えを起こされた人を被告と呼びます。

#### ○訴えの提起

原則として、当事者（離婚であれば夫又は妻）の住所地を受け持つ家庭裁判所に訴えを提起します。ただし、その家庭裁判所と人事訴訟を提起する前に家事調停を取り扱った家庭裁判所とが異なる場合に、特に必要と認めるときには、家事調停を取り扱った家庭裁判所で人事訴訟を取り扱うこともあります。

訴えの提起をするには、訴状、手数料（収入印紙）、郵便切手、戸籍謄本などが必要です。訴状には、請求の趣旨（判決の結論として求める事項）やその原因となる事実を記載します。

#### ○答弁書の提出

訴えを起こされた人（被告）は、答弁書を提出します。答弁書には、訴状の内容を認めるか認めないかを明らかにし、認めないときには、その理由等を記載します。

家庭裁判所では、定型的な離婚の訴状用紙及び答弁書用紙とそれぞれの説明書を用意しています。

また、裁判所ウェブサイト (<https://www.courts.go.jp/>) で書式をダウンロードすることもできます。